HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	１株当り利益の計算及び開示
Author(s)	久保, 淳司
Citation	經濟學研究, 54(1), 49-72
Issue Date	2004-06-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/6026
Type	bulletin (article)
File Information	54(1)_p49-72.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 54-1
北海道大学 2004. 6

1 株当り利益の計算及び開示

久 保 淳 司

I はじめに

平成14年 9 月25日に，企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」と企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」が公表された[1)2)]。「基準」等は，平成14年 4 月 1 日以後開始する会計期間から適用されており(「基準」，第35項)，多くの企業で平成16年度決算が 2 度目の適用という新しい会計基準である。しかし，「基準」等には，はやくも陳腐化の兆候が現れている。

「基準」等は，「国際的な会計基準の動向も踏まえて」(「基準」，第 2 項) 作成された会計基準である。しかし，「基準」等の公表後も，国際的に1株当り利益(Earnings per Share, 以下EPS)に関する会計基準の改定作業が進められており，「基準」等の公表時からは「国際的な会計基準の動向」に変化が生じているのである。たとえば，「国際会計基準改善プロジェクト (Improving of International Accounting Standards Project)」の一環として，2003年12月に国際会計基準理事会 (International Accounting Standards Board, 以下IASB) からIASB 33「1 株当り利益 (Earnings per Share)」が公表されている[3)]。また，IASB 33の公表を受けて，アメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下FASB) は，EPS会計基準をIASB 33に一致させるために (FASB [2003], paras. A 2–A 8)，EPS会計基準改定に関する公開草案を公表している。従来から，アングロ＝サクソン諸国におけるEPS会計基準は類似したものであり，調和化された状況にあったので，IASBとFASBとの協調によって，EPS会計基準は調和化の状態から収斂化の状態へと進展するのである。

「基準」等の公表後に，IASB基準とFASB基準の改定による国際的な収斂化という，EPS会計基準に関する国際的な動向に大きな変化が起きているのである。このような状況においては，「基準」等の改定が必要になる可能性も否定できない。本稿では，国際的に収斂するEPS会計基準と「基準」等との比較検討によって，両者の違いを確認する。相違点の確認を通じて，会計基準の収斂に必要な条件を明らかにしたい。

1) 以下，企業会計基準第 2 号を「基準」，企業会計基準適用指針第 4 号を「指針」，両者を総称して「基準」等という。

2) 平成15年 3 月13日には，実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」も公表されている。

3) IASB 33の正式名称は "*International Accounting Standard 33*, Earnings per Share" であり，略称はIAS 33である。ただし，本稿では，国際会計基準委員会 (International Accountig Standards Committee, 以下IASC) から公表されたIAS 33 "*International Accounting Standard 33*, Earnings per Share" にも言及するので，区別のために，IASBから公表されたIAS 33をIASB 33，IASCから公表されたIAS 33をIASC 33と呼ぶことにする。

Ⅱ　EPS会計基準の国際的動向

「基準」等は，「平成13年6月及び11月の商法改正において，自己株式の取得及び保有規制の見直し，種類株式制度の見直し，新株予約権及び新株予約権付社債の導入などが行われたことを契機として，今般，当委員会は，国際的な会計基準の動向も踏まえて，1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法を会計基準として定めることとした」(「基準」，第2項）というように公表の背景を説明している。つまり，「商法改正」と「国際的な会計基準の動向」が背景になって，「基準」等を公表したというのである。

ここで示された背景の歴史的な意義を確認しよう。

EPS会計基準には，以下の3つの段階がある[4]。

まず，株価収益率が重視されるようになる等の理由により，EPSの重要性が社会に認識されはじめる。これに応えるために，各企業がそれぞれEPSを開示するようになる。この場合のEPSの開示は，統一的な計算や開示の方法がないために各企業が思い思いの方法で行うことになる。EPSの計算や開示の方法の統一を図るためのガイドラインとして機能するものが，第1段階のEPS会計基準である[5]。

資金調達手段の発展に伴って，企業の資本構成が複雑化すると第2段階のEPS会計基準が必要になる。企業の資本構成が複雑化すると，「損益計算書の利益」を「発行済株式数」で除すだけの単純な計算によるEPSの意味が失われるからである。「稀薄化」などを考慮することによって，複雑な資本構成の企業において有意味にEPSを計算・開示するための方法を示すことが必要になるのである。この必要を満たすものが，第2段階のEPS会計基準である[6]。

さらに，EPSは投資尺度として国際的に広く利用されているため，企業の資金調達の国際化に伴って，EPSの国際的な比較可能性が求められるようになる。国際的に統一された基準が，第3段階のEPS会計基準である。

「基準」等の公表の背景の1つである商法改正に関して，「自己株式の取得及び保有規制の見直し，種類株式制度の見直し，新株予約権及び新株予約権付社債の導入などが行われたこと」が述べられている。ここで述べられているのは，企業の資本構成の複雑化に直結する内容である。つまり，EPS会計基準としての第2段階の内容を示しているのである。もう1つの公表の背景である会計基準の国際的な動向を考慮するのは，EPS会計基準としての第3段階の内容を示すものである。したがって，「基準」ではEPS会計基準に関して，第2段階の内容と第3段階の内容とを同時に考慮したものになっているのである。

企業の資本構成の複雑化に対処する第2段階の目標と，国際的な収斂を目指す第3段階の目標とは，必ずしも合致するものではない。そこで，「基準」等の内容を吟味する前に，EPS会計基準の国際的な現況を確認しておく必要がある。

EPS会計基準を初めて公表したのはアメリカである。アメリカのEPS会計基準として実質的に機能したのは，1969年公表のAPBO 15「1株当り利益（Earnings per Share)」が最初である。その後，1970年にカナダのsection 3500 (1970)「1株当り利益（Earnings per Share)」，1974年にはイギリスでSSAP 3「1株当り利益（Earnings per Share)」が公表されている。

4）詳細は，久保[1999]を参照されたい。

5）アメリカにおけるARB 49や，わが国における会計制度委員会[1972]等が該当する。

6）アメリカのAPBO 9，APBO 15やイギリスのSSAP 3，カナダのsection 3500 (1970) 等が該当する。わが国の1996年(平成8年）に改正された「財務諸表規則」(第95条の5の2）と「連結財務諸表規則」(第65条の2第2項)も該当する。

また，わが国では1982年（昭和57年）から財務諸表における注記開示が行われている[7]。これらは一例であり，多くの国でEPSの開示規制がなされていた（中央監査法人[1995]，474−475頁）。

各国におけるEPSの開示規制は，開示すべきEPSの違いによって，「アメリカ型」，「イギリス・カナダ型」，そして，「日本型」の3つのグループに分けることができる。EPSには，「稀薄化したEPS」と「稀薄化しないEPS」の2つがある[8]。アメリカ型は「第1次EPS(primary EPS)」と「全部稀薄化EPS（fully diluted EPS)」という稀薄化したEPSの2元表示を義務づけるものである。イギリス・カナダ型は稀薄化したEPSと稀薄化しないEPSの並記を義務づけるものであり，日本型は稀薄化しないEPSのみの開示を義務づけるものである[9]。これらのうち，日本型におけるEPSは，損益計算書（貸借対照表）の利益を株式数で除すだけであり，特別に会計基準を必要とするような問題は生じない[10]。1990年代後半までのEPS会計基準は，イギリス・カナダ型が国際的な大多数を占めており[11]，アメリカ型は「世界でアメリカの他には2カ国しか利用していない」(*SFAS 128*, para. 3) という状況であった。アメリカ型が広まらなかったのは，会計基準としての複雑さに原因がある。とくに第1次EPSの計算や概念に関する規定の難解さに対して多くの批判があった[12]。アメリカでは，EPS会計基準における孤立から脱却すべきという声が強まり，APBO 15の改定の必要性が広く認識されるようになっていた。

FASBは，1991年にEPS会計基準プロジェクトを開始し，1993年6月に趣意書「1株当り利益（Earnings per Share)」を発表した。趣意書は，EPS会計基準プロジェクトを関係者に報せ，プロジェクトの範囲と優先度に関する情報の蒐収を目的にしていた。趣意書には，APBO 15に対する恣意的で複雑であるという批判に対処するために改定が必要であることと，EPSデータに関する国際的な比較可能性を高めるための国際的協同作業の機会であることが言及されていた。とくに，EPS会計基準プロジェクトを比較的狭い範囲に限定し，理論的な問題を含めないことで，国際的な協同作業を行いやすいものにする提案が明示されていた(*SFAS 128*, para. 67)。このようなFASBの態度表明に対する回答として，国際的な比較可能性を重要視すべきという意見が多かったこともあり(*SFAS 128*, para. 68)，EPS会計基準を国際的に調和化させることがプロジェクトの主眼となったのである。

1994年3月にFASBとIASCが技術協議を開始し，1996年1月には公開草案「1株当り利益及び資本構成に関する情報の開示（Earnings per Share and Disclosure of Information about Capital Structure)」をFASBが公表した。この公開草案の第I部はIASCが公表した公開草案E52「1株当り利益（Earnings per Share)」

7）「計算書類規則」第35条の2，「財務諸表規則」第95条の5の2及び「連結財務諸表規則」第65条の2（条文番号は当時のものである)。
なお，1971年（昭和46年）から，『有価証券報告書』の「会社の現況」中の「1株当り配当等の推移」における開示は行われていた。

8）稀薄化（dilution）とは，転換証券の転換やオプション・ワラントの行使，特定条件の成就を仮定することによるEPSの減少をいう(*IASB 33*, para. 5)。

9）1996年（平成8年）の「財務諸表規則」と「連結財務諸表規則」改正以降，潜在株式調整後1株当たり当期純利益という稀薄化したEPSの開示が必要になったので，日本もイギリス・カナダ型のEPS開示規制に該当する。

10）ただし，計算に用いる株式数として，期末株式数と期中平均株式数のどちらを用いるのかに関する問題は生じる。注30を参照されたい。

11）ただし，イギリスのSSAP 3とカナダのsection 3500（1970）との間にも多くの違いがある。たとえば，Barlev[1984]を参照。

12）APBO 15に対する批判は，Blasch[1996]及びDudly[1985]にまとめられている。

とほぼ同じ内容になっていた（*SFAS 128*, para. 71）。

公開草案の公表後も，FASB と IASC は審議に互いのスタッフを参加させるなどして情報交換を行い，FASB は IASC の暫定的結論を入手した上で最終的な検討を行ったのである。このような相互の協調によって，互いに決定的でない部分については当初の規定を修正して，1997 年 12 月に SFAS 128 と IASC 33 を同時に公表したのである（*SFAS 128*, para. 73）。FASB と IASC との協調の結果，「IASC 33 の規定は SFAS 128 の規定と実質的に同じもの」（*SFAS 128*, para. 5）になったことが SFAS 128 に明記されるまでになったのである。

FASB と IASC との協同作業の結果，アメリカの新しい EPS 会計基準である SFAS 128 は，国際的に多数を占めていたイギリス・カナダ型の EPS 会計基準になった。また，APBO 15 に比較すると，SFAS 128 の規定は大幅に簡素化されている。当初の目標であった国際的な調和化と基準の簡便化という 2 つの目標は達成したのである。しかしながら，国際的な調和化と基準の簡便化が目標とされていたため，SFAS 128 が APBO 15 よりも有用性をはじめとする会計情報の属性に関して優れているのかは必ずしも明らかではない。言い換えれば，イギリス・カナダ型の EPS 会計基準が，アメリカ型の EPS 会計基準よりも会計情報の属性に関して優れているのかは明らかではないのである[13]。

会計情報の属性に関する議論が棚上げされたことは，財務諸表利用者に対しては問題になるところである。しかし，会計情報の属性に関する議論を行わないことによって，FASB 基準と IASC 基準が調和化を達成できたのである。したがって，他国でも，EPS 会計基準においては，会計情報の属性に関する議論を抜きにして，国際的な調和化作業を行うべきであるという潮流ができたのである。

イギリスでは，1996 年に，E 52 を再録した討議資料「1 株当り利益（Earnings per Share）」を公表し，これをイギリス基準とすることについて意見蒐集を行った。1997 年には，IASC 33 を踏襲した FRED 16「1 株当り利益（Earnings per Share）」を公表し，その後にイギリスの国内事情等を考慮すべきであるという意見を採り入れて FRS 14「1 株当り利益（Earnings per Share）」が 1998 年に公表された（*FRS 14*, appendix Ⅱ, paras. 6–46）。

カナダでは，2000 年 5 月に公開草案「1 株当り利益（Earnings per Share）」が公表された。カナダの EPS 会計基準は 1970 年における公表以来，実質的な改訂を行っていなかった。それが，IASC と FASB の EPS 会計基準が調和化されたことによって，会計基準の改定を行うことになったのである（CICA [2000], p. 1）。公開草案の公表から 7 ヶ月後の 2000 年 12 月には IASC 33 や SFAS 128 と同様の内容である正式基準が公表されている。

オーストラリアでは，最初の EPS 会計基準が 1992 年 11 月に公表されている。その後，IASC 33 との調和化を目標にした改定作業を開始し，ED 85 の公表，2000 年 10 月に本基準の公表，さらに 2001 年 6 月に新基準の公表を行っている。現行の AASB 1027「1 株当り利益（Earnings per Share）」では，3 つの細かな点を除いて IASC 33 と同じ内容になっている（AASB 1027, p. 51）。

以上のように，IASC とアメリカの基準を軸にして，イギリス，カナダ，オーストラリアというアングロ＝サクソン諸国において，EPS 会計基準の調和化が果たされたのである。「基準」

13) SFAS 128 における新基準適用に関するコスト対ベネフィット分析においても，計算規定の簡便化，開示規定の改訂，国際的な比較可能性の向上というベネフィットが，教育や EPS 計算手続きの新規開発というコストを上回ることが示されているだけであり（*SFAS 128*, paras. 74–76），目的適合性や信頼性の向上といった会計情報の属性に直接関わる言及はない。

等の公表は，このようなEPS会計基準の国際的な調和化を反映して作成されたものである。しかし，「基準」等の公表後にも，EPS会計基準に関して収斂化に向かって進展し続けているのである。

IASBとFASBとの会計基準の統一化に関する作業の一環として，2003年12月にIASB 33が公表された。同じく2003年12月に，IASB 33との合致のためにSFAS 128を改訂する公開草案がFASBから公表された。改訂が実現されれば，SFAS 128とIASB 33との収斂が達成されることになる。

また，IASB 33と改訂後のSFAS 128との収斂を見越して，各国のEPS会計基準についても改定の動きが表面化している。イギリスでは，IASB 33をわずかに変更しただけのFRED 26「1株当り利益（Earnings per Share)」が公表されている。カナダでは，IASBとFASBとの間の短期収斂化プロジェクトに基づいて，EPS会計基準の改定が必要であることが発表されている。オーストラリアでは，IASB 33と同等になる暫定基準が2004年2月に公表されることになっている。また，ニュージーランドにおいても，IASBが公表した公開草案をほぼそのままの形で本基準とする公開草案の公表が行われた（ICANZ[2003])。

以上のように，旧G4＋1においては，EPS会計基準に関する収斂化が達成される状況にあるのである。また，ドイツやフランスといった非アングロ＝サクソンの国では，EPS会計基準の設定作業を行っていないことから[14]，2005年における国際財務報告基準のEU内適用を機にして，IASB 33が，これらの国におけるEPS会計基準として採用されると考えられる。「基準」等の公表から1年強がすぎたばかりであるが，EPS会計基準に関しては収斂化の達成という大きな変化が生じているのである[15]。

今日の「国際的な会計基準の動向」は，IASB 33を中心に収斂化が達成される状況にあることが確認できた。FASBが，EPS会計基準の国際的な調和化・収斂化のために，EPSの会計情報の属性に関する議論を行わずにIASC/IASBに歩み寄ったことや，その後，各国においてもIASB 33への収斂を図っていることから，EPS会計基準に関しては，IASB 33との比較による内容の吟味が必要なことが明らかになった[16]。

Ⅲ　企業会計基準第2号と国際会計基準33号，財務会計基準第128号

1．EPSの計算及び開示の目的と適用範囲

まず，「基準」等の掲げるEPSの計算や開示の目的を確認しよう。

「基準」では，「1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定及び開示の目的は，普通株主に関する一会計期

14) ドイツの状況についてはDRSC(Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee)のホームページ(http://www.standardsetter.de/drsc/docs/reports/gasb/status_eng.html?language=English&list_id=1，2004年2月28日最終閲覧)，フランスの状況についてはCNC（Conseil Nationale de la Comptabilite）のホームページ（http://www.minefi.gouv.fr/minefi/minefi_ang/entreprise/index.htm，2004年2月28日最終閲覧）によっている。

15) IASB 33を除いては公開草案であるため，厳密には収斂化が実現しているわけではない。また，「IASB 33と同等である」ことを各基準が謳っているが，実際に同等かは別に検討しなければならない問題である。

16) 「従来の日本で採っていた考え方との整合性とか，本来あるべき考え方を当然重視いたしましたが，国際的な基準も検討の対象には入っていました。ただ，あくまでも検討の結果一致したものは，結果として一致したということだと思います。」という1株当たり利益（EPS）専門委員会専門委員の秋葉賢一氏の発言は（加藤他[2003]，13頁)，他の会計基準においては評価されるべきものであるが，EPS会計基準においては必ずしも正鵠を射ていないと言えよう。

間[17]における企業[18]の成果を示し，投資家の的確な投資判断に資する情報を提供することにある」（「基準」，第 3 項）と規定している。また，「市場で流通する株式の多くは普通株式であり，また，同一企業の他の会計期間との経営成績の比較（時系列比較）及び他企業との経営成績の比較（企業間比較）等を向上させるための情報の開示を行うことが，投資家の的確な投資判断に資すると考えられる」（「基準」，第 40 項）とも述べられている。これらで示される「基準」等の目的は，「同一期間の異企業間や同一企業の時系列における経営成績の比較を改善するために，EPS の計算と表示に関する原則を規定すること」（*IASB 33*, para. 1）を目的にする IASB 33 と同一であるといえる。

目的が同じであることから，内容に関しても収斂化の可能性が高いことになる。この場合に，「本会計基準は，開示項目としての 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定方法を定めたものであり，損益計算書における当期純利益の算定等，会計処理に影響を与えるものではない」（「基準」，第 2 項）と述べていることが重要な意味を持つ。EPS は開示項目であるから，EPS の計算が財務諸表本体の処理に影響することはないと述べている。一方，財務諸表本体の処理は EPS の計算に影響するものである。つまり，「財務諸表本体の処理→EPS 計算」という影響はあるが，「EPS 計算→財務諸表本体の処理」という影響はないのである。したがって，EPS の計算は，財務諸表本体の処理から切り離して検討することが可能である。わが国における財務諸表本体は処分可能利益の算定や課税所得の算定といった問題が絡むため，必ずしも，「投資家の的確な投資判断のため」の情報提供のみを考慮にいれて処理することができない。しかし，EPS の計算が財務諸表本体の処理と切り離して考えることができるので，「投資家の的確な投資判断に資する」ことに重点を置くことができるのである。さらに，国際的な調和化・収斂化といったことにも十分に考慮することができることになる。

以上のように，「基準」等の公表の目的や背景と，前節で確認した国際的な動向とをあわせて考えると，EPS の計算や開示ではわが国にお

17）「基準」等は年次の決算だけでなく，中間期間に係る財務諸表等にも適用することとされている。中間期間について，「指針」では「1 株当たり中間純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定は，中間会計期間を一会計期間とみて，1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に準ずるものとする」（「指針」，第 37 項）と規定しており，中間期間も通常の会計期間と同様に計算や開示を行うことになる。このため，本稿ではとくに中間期間に関してはふれないことにする。
ただし，中間期間を一会計期間とみることによって，年次財務諸表との間に乖離が生じることがあることには注意が必要である。つまり，中間の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益と年次の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益との関係は，「部分の総和は全体に一致する」という初等算術の法則に従わない場合があるのである（Coughlan[1991]）。このことに関して，「中間連結財務諸表等の作成に関する意見書」で次のように述べられている（六 5）。
「『中間財務諸表』は中間期末時点の情報に基づいて作成されるが，年度の『財務諸表』の作成に当たっては，中間会計期間を含む事業年度全体を対象として，年度末の情報に基づいて改めて会計処理が行われる。その結果，年度決算では，中間決算の基礎となった金額とは異なる金額が計上される場合がある。例えば，たな卸資産等に低価基準を適用している場合，中間決算では帳簿価額と中間期末の時価との比較が行われるが，当該資産が期末に残存する場合には，年度決算では期末の時価との比較が行われるため，中間決算において評価損が計上されていても，事業年度の末日の時価が取得原価以上の価額に回復したときは，年度決算では評価損は計上されないことになる。」EPS に関しても，年次財務諸表と中間財務諸表における基礎となる金額が異なる金額として計上される場合があるのである。

18）EPS 計算において問題になるのは個別企業ではなく，企業集団である。この点は，たとえば，「子会社又は関連会社の発行する潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより，親会社の持分比率が変動し，その結果，連結上の当期純利益が減少する場合，当該潜在株式は潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたって考慮する」（「指針」，第 33 項）という規定があるように，「基準」等においても明らかにされている。

$$1\text{株当たり当期純利益}=\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

$$=\frac{\text{損益計算上の当期純利益}-\text{普通株主に帰属しない金額}}{\text{普通株式の期中平均発行済み株式数}-\text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

いても国際的な収斂化を達成できる可能性が高い分野であることが明らかである。

2．EPSの計算と開示

2．1　1株当たり当期純利益と基本EPS

2．1．1　1株当たり当期純利益及び基本EPSについて

1 株当たり当期純利益は，「普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示すこと」（「基準」，第40項）を目的として計算や開示されるものである。具体的には，「1 株当たり当期純利益は，普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除して算定する」（「基準」，第12項）ものであり，本頁上部の算式によって計算する。

「基準」等で示されている 1 株当たり当期純利益は，「報告期間における親会社の各普通株式に係る経営成績の測定値を提供すること」（*IASB 33*, para. 11）を目的として，「親会社の普通株主に帰属する利益を，社外流通普通株式の期中加重平均値で除して計算する」（*IASB 33*, para. 8）IASB 33 における基本 EPS（basic EPS）や，「報告期間における企業の経営成績の測定をすること」（*SFAS 128*, para. 8）を目的として，「普通株主に帰属する利益を社外流通普通株式の加重平均値で除す」（*SFAS 128*, para. 8）ことによって算定する SFAS 128 における基本 EPS と対応するものである。

ただし，1 株当たり当期純利益と基本 EPS との名称が直接的に対応していないことには注意が必要である。IASB 33 や SFAS 128 の会計基準としての名称は“Earnings per Share”であり，規定している対象は「基本 EPS」と「稀薄化 EPS（diluted EPS）」の計算や開示である。一方，「基準」では会計基準としての名称が「1 株当たり当期純利益」であり，規定の対象が「1 株当たり当期純利益」と「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」になっている。

IASB 33 や SFAS 128 の規定の仕方によれば，基本 EPS と稀薄化 EPS が並列の関係のものであることが理解しやすい[19]。一方，「基準」の命名法では，1 株当たり当期純利益が中心的なものであり，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益が副次的なものであるという印象を受ける。基本 EPS と稀薄化 EPS が同等の関係にあることを強調するのは，APBO 15 や SSAP 3 以来の伝統的なことであり[20]，「基準」の命名法は国際的な動向と異なった方法である。

この違いは，「基準」が EPS の開示を「どのような場合に算定し開示するか個々には規定せず，財務諸表において，1 株当たり当期純利益又は潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の開示が要求されているすべての場合に適用するもの」（「基準」，第42項）としていることに関係があると考えられる。

「商法施行規則」では，1 株当たり当期純利益の開示のみを要求し，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の開示は要求していない。し

19) IASB 33 では「企業は報告全期間における基本 EPS と稀薄化 EPS とを同等の重要性で表示しなければならない」（*IASB 33*, para. 66），SFAS 128 では「すべての非単純資本構成企業は，1 株当りの経常損益と当期純損益に関する基本金額及び稀薄化金額を，同等の重要性で損益計算書上に表示しなければならない」（*SFAS 128*, para. 36）として，基本 EPS と稀薄化 EPS が同等の関係にあることが明示されている。

20) *APBO 15*, para. 16 and *SSAP 3*, para. 16 (iv).

たがって，「基準」が，EPSを開示するすべての場合に1株当たり当期純利益と潜在株式調整後1株当たり当期純利益とを同等の形式で表示すべきことと規定することはできないのである。わが国の企業会計基準が，IASBが前提にしている会計基準とは会計制度上の位置づけが異なっているということである[21]。企業会計基準委員会の活動によって，わが国の企業会計基準が他国の会計基準と比較して遜色のないものになってきているが，より広い意味での会計制度全般に関しては，多くの相違が残っているのである。

2．1．2　普通株式に係る当期純利益

EPSの計算においては，「市場で流通する株式の多くは普通株式であり，また，同一企業の他の会計期間との経営成績の比較（時系列比較）及び他企業との経営成績の比較（企業間比較）等を向上させるための情報の開示を行う」（「基準」，第40項）ために，EPSの計算では普通株主に帰属するものだけを「資本」として扱うことにしている。このことを反映させるために，「基準」等では，損益計算書上の当期純利益から，以下の金額を控除した金額を普通株主に帰属する利益としている（「基準」，第14－15項及び「指針」，第11項）。

①利益処分による優先配当額[22]
②配当優先株式に係る消却（償還）差額
③普通株主以外の株主が損益計算書上の当期純利益から当期の配当後の配当に参加できる額
④利益処分による役員賞与金（取締役及び監査役に対する賞与）の額

IASB 33では，普通株主に帰属する利益を，経常利益や当期純利益から，①優先配当額[23]，②優先株式の消却差額，③その他優先株式に係る利益剰余金の増減額を控除した金額としている（*IASB 33*, paras. 12–18）。また，SFAS 128における普通株主に帰属する利益は，当期純利益及び経常利益から，当該会計期間に宣言された優先配当額と累積優先株式に係る累積優先配当額とを控除した金額としている（*SFAS 128*, para. 9）。

「基準」等の規定には，IASB 33やSFAS 128の規定と2つの違いがある。

第1の違いは，IASB 33やSFAS 128では，当期純利益だけではなく，経常利益についても1株当りの金額の表示を義務づけていることである。アメリカで複数のEPS表示が義務づけられているのは，「このような表示形式が営利事業体の経営成績に関する報告の有用性を高めるだけでなく，多くの利用者におけるEPSとして報告される単一数値を過度に強調してしまう傾向の排除に役立つ」と考えられたからである[24]。つまり，複数の1株当りの金額を表

21）このことは，「基準」等が適用対象企業を明示していないことにも表れている。「基準」では「本会計基準は，財務諸表において，1株当たり当期純利益又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示するすべての場合に適用する」（「基準」，第4項）と述べるにとどまり，他の制度に基づいてEPSを開示する場合に「基準」等に従うことを要求している。「基準」は，「何を」，「誰に」開示させるかを規定していないのである。
IASB 33では，「本基準は，普通株式又は潜在的普通株式が公開されている企業及び普通株式又は潜在的普通株式を公開市場に発行する過程にある企業に適用しなければならない」（*IASB 33*, para. 2）と規定している。アメリカでは，1978年のSFAS 21公表以来EPSの開示は公開企業に限定されており，SFAS 128の強制適用の範囲も公開企業に限定している（*SFAS 128*, para. 6）。

22）利益処分による優先配当額の取り扱いとしては，累積型配当優先株式の場合には1株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に係る要支払額とし，非累積型配当優先株式の場合には1株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間の利益に係る処分を基礎として算定した額としている（「基準」，第16項）。

23）ここで控除する金額は，非累積優先株式に係る優先配当額は当該会計期間に配当宣言された金額であり，累積優先株式に係る優先配当額は当該会計期間に配当宣言されたか否かにかかわらず，当該会計期間に帰属する優先配当の全額である（*IASB 33*, para. 14）。

24）*APBO 9*, para. 32. また，久保[1999]，45－48頁も参照されたい。

示することによって，1 つの数字への過度の依拠を防ぐことが図られているのである。

第 2 の違いは，役員賞与を普通株主に帰属する利益から控除するという規定の有無である。わが国では役員賞与を利益処分項目にしており（「財務諸表規則」，114 条），多くの企業で確定方式により利益剰余金計算書に計上している[25]。しかし，「基準」では，利益処分による役員賞与の額は，「1 株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間の利益に係る処分を基礎として算定する」（「基準」，第 17 項）としており，原則として繰上方式によって計算することにしている。財務諸表本体の処理と EPS 計算の方法が違うのは，確定方式よりも繰上方式によることが「投資家の判断に資する」情報になるからであり，EPS の計算が財務諸表本体の処理には影響させないという規定が効果的に活用されているのである[26]。そして，役員賞与を繰上方式で普通株主に帰属する利益から控除することによって，「基準」でいう普通株主に帰属する利益は IASB 33 や SFAS 128 と同様のものになっているのである。

ただし，EPS の計算だけが繰上方式を採用することに問題もある。それは，損益計算書における利益と EPS の計算に用いる利益とが乖離するという問題である。財務諸表利用者が，損益計算書における利益と EPS のどちらが，企業の経営成績を表しているのかということに関して混乱を招きかねないのである[27]。

この問題は，先に挙げた複数の 1 株当りの金額を掲げるか否かの問題とも関連している。これらの問題は，EPS を会計数値としてとらえるか否かという違いが基礎になっているのである。IASB 33 や SFAS 128 では EPS を損益計算書の項目にしているので（*IASB 33*, para. 66 and *SFAS 128*, para. 36），各区分の利益に対して 1 株当りの金額表示が必要になるのである。また，通常の損益計算書では EPS がボトムラインになっているので，少なくとも形式において，損益計算書は EPS を計算するものとして形成されているのである[28]。「企業の経営成績を測定することを目的とする」EPS がボトムラインになっているということは，損益計算書の全体においても企業の経営成績を測定するものとして機能することになる。つまり，投資家の意思決定に有用な情報を提供することを目的とする財務報告は（cf. *SFAC 1*），具体的には EPS を中心にした体系を構築することによって達成されているのである。

このような考え方に対して，わが国では，EPS を損益計算書の本体に表示しないなど，EPS を会計数値としてとらえる意識が低い[29]。EPS を体系の中心にしていないということは，わが国の損益計算書と IASB や FASB における損益計算書とは異なったものということになる。EPS を体系の中心にすれば，各区分利益に対する 1 株当りの金額表示や損益計算書の本体において繰上方式を採用するといったことは自然に行われることである。

複数の 1 株当りの金額を記載するか否か，役員賞与に関する規定の有無という一見したところは些細な違いから，わが国における損益計算書が IASB や FASB における損益計算書とは大きく体系を異にしていることが垣間見えるのである。

25) 連結原則第六の一 3 では，「親会社及び子会社の利益処分については，『確定方式』を原則とするが，これに代えて『繰上方式』によることもできる」と規定している。日本公認会計士協会[2004, 151 頁]によれば，2003 年決算においては 300 社中 295 社が確定方式によっていた。

26) 役員賞与に関しては，とくに，「役員賞与を，利益処分案に含めて株主総会で決議した上で支給する場合でも，本会計基準の適用により，現在の会計慣行に従った会計処理が変更されるわけではないことに注意する必要がある」（「基準」，第 51 項）と明示されている。

27) 加藤他[2003]，14－17 頁も参照されたい。

28) たとえば，河野[1984]，第 13 章を参照。

29) たとえば，田中[2001]，注 2 を参照。

2. 1. 3　普通株式に係る期中平均株式数

「本会計基準の焦点は，EPS 計算の分母にある」（*IASB 33*, para. 1）というように，EPS 会計基準においては分母の計算に主体がある（「基準」，第 2 項）。以下，EPS の分母について検討を行う。

「基準」では 1 株当たり当期純利益の分母として，期中平均株式数を用いることを明示している（「基準」，第 12 項）。同様に，IASB 33 では「基本 EPS の計算の目的において，株式数は当該会計期間における社外流通普通株式数の加重平均によらなければならない」（*IASB 33*, para. 19）と規定し，SFAS 128 では「当該会計期間における社外流通普通株式の加重平均値」（*SFAS 128*, para. 8）を用いることを規定している。

平均株式数を用いるべきという考え方は，利益と，利益の稼得に実際に貢献した株式の数とを直接的に対応させようという考え方である[30]。たとえば，APBO 15 では「EPS における流通株式数の増減を影響させるために期中加重平均法を用いることは，期中の事業に用いられた資本と関連づけることになる」（*APBO No. 15*, para. 47）という理由で期中平均株式数を用いるべきことにしていた。つまり，EPS 計算の基本的な考え方として，期中の実際に行われた利益稼得活動の結果を経営成績としてとらえるという立場である[31]。この立場は，SFAC 1 などで示されている過去の企業業績を報告することを財務報告の機能とする立場である（cf. *SFAC 1*, para. 42）

ただし，実際に流通していた株式だけで 1 株当たり当期純利益が計算されるわけではない。1 つの例外として[32]，「当期に株式併合又は株式分割が行われた場合，普通株式の期中平均株式数は，当期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する」（「基準」，第 20 項）という規定がある。株式分割や株式併合（以下，株式分割等）に関しては，実際の株式分割等が期中にあったとしても，EPS の計算においては期首に株式分割等があったものとみなすというのである。このことは，IASB 33 や SFAS 128 でも同様に規定されている（*IASB 33*, para. 26 and *SFAS 128*, para. 54）。

EPS の計算において，株式分割等のあった場合に期中平均株式数に実際の株式数を用いないのは，株式分割等に係る株式数の増減に見合った資源の変化がないからである（*IASB 33*, paras. 26–29）。これは，EPS の計算要素である利益と株式数を比較した場合に，これらの変化す

30）期中平均株式数ではなく，期末株式数を用いるべきという考え方もある。期末株式数を用いる論拠の 1 つは重要性にある。期中の株式数に大きな変動がなければ，期中平均株式数と期末株式数のどちらを用いても EPS の値に重要な差異は生じない。このような場合には，把握が簡単な期末株式数を用いることが正当化される。実際に，アメリカの古い EPS 会計基準では，期末株式数による計算が原則的方法として勧告されていたこともある（*ARB 49*, para. 5）。
期末株式数を用いるもう 1 つの論拠は，将来の予測により有用であるという考えによる。この考えの基本となる考え方が，Staubus [1961, pp. 106–107, 訳書 120－121 頁] で次のように述べられている。「残余持分保有者の利用という観点からみれば，報告書は，各残余持分保有者が自己の持分額を知ることのできる様式で，残余持分を開示することが必要である。企業に複数の残余持分保有者が存在する場合，もしくは各自の持分が他の残余持分保有者の持分とは異なっている場合には，各自の持分が報告書上で明らかにされねばならない。…。株式会社においてみられるように，残余持分保有者が多数存在し，各残余持分保有者が均一な残余持分単位を各々異なった単位数ずつ保有する場合，単位当り残余持分額を表示する形式で報告されなければならないのである。」
この他に，期中平均株式数を用いることの問題点が，Coughlan [1988] と Fox & Fess [1970] で指摘されている。

31）IASB 33 では「株式は払込額を受け取った日から，加重平均株式数に含める」（*IASB 33*, para. 21）と規定しており，利益の稼得の源泉としての資本額を EPS 計算に用いることが示されている。

32）この他に，強制償還権付の転換証券に関する例外規定がある。注 50 を参照されたい。

る要因に相違があることに由来している。利益の変化は，基本的には，当該企業の経営成績の実質的な変化を意味する[33]。

一方，株式数の変化には，増減資のように企業の資源の変化を伴う実質的な変化と，株式分割等のように企業の資源に変化を伴わない形式的な変化がある。株式数の実質的な変化に関しては，資本を利益稼得の能力としてとらえ，稼得された利益と対応させるために，株式数の算定について期中平均株式数を用いるとされるのである。一方，株式数の形式的な変化に関しては，利益稼得の能力である資本に変化が生じないので，期中平均に基づく計算では稼得された利益との対応をとることができない。

具体的には，以下のように「1 株の価値」を修正することで，利益と株式数との対応関係を回復させる。

まず，普通株式の発行を行った場合の，発行後の理論株価を以下の式で算定する（P：株価，S：株式数，添字 p：増資直前，添字 a：増資による追加分をそれぞれ意味する）。

$$P_c = \frac{S_p P_p + S_a P_a}{S_p + S_a}$$

添字 c を増資直後を表すものとすると，上式の分母（$S_p + S_a$）は S_c と等しいので，次のように変形することができる。

$$S_c = \frac{S_p P_p + S_a P_a}{P_c}$$

この関係から，増資前の株式数に基づく EPS を，（1）式のような増資後の株式数に基づいた EPS に修正することができる。

$$\begin{aligned} EPS &= \frac{I_p}{S_c} \\ &= \frac{I_p}{\dfrac{S_p P_p + S_a P_a}{P_c}} \\ &= \frac{I_p P_c}{S_p P_p + S_a P_a} \qquad \cdots(1)\text{式} \end{aligned}$$

（1）式が，株式数に変化が生じた場合の EPS の計算式である。

ここで，$P_a = P_p = P_c$ の場合には，分母は以下のようになる。

$$\begin{aligned} &S_p P_p + S_a P_a \\ &= S_p P_p + S_a P_p \\ &= \left(S_p + S_a\right) P_p \\ &= S_c P_p \end{aligned}$$

$P_a = P_p = P_c$ の場合とは，時価発行増資のことである。つまり，時価発行増資の場合には，株式数の形式的な変化がないので，EPS の修正が不要なのである。

株式分割等の場合には $P_a = 0$ となるので，EPS は以下のようになる。

$$\begin{aligned} EPS &= \frac{I_p P_c}{S_p P_p + S_a 0} \\ &= \frac{I_p}{S_p} \frac{P_c}{P_p} \end{aligned}$$

つまり，株式分割等に関しては，EPS に分割直前の株価と分割直後の理論株価との比を乗じることによって EPS の修正を行うのである（*IASB 33*, para. A 2）。

また，時価発行増資と株式分割等の間の，割安発行増資（bonus issue）の場合には，（1）式を用いることによって EPS の修正を行うことになる。

（1）式における各項の意味を確認しよう。分母の第 1 項は増資直前の株式数と株価との積であり，増資直前の株式時価増額を意味している。分子は利益と増資後の理論株価との積である。そして，分母の第 2 項は，発行株式数と

33) むしろ，利益の変化が当該企業の経営成績の実質的な変化を意味するようにして，利益概念が形成されていると考えるべきであろう。

$$\mathrm{EPS}=\frac{\text{利益}\times\text{増資直後の株価}}{\text{増資直前の株式時価総額}+\text{増資による収入額}}$$
$$=\frac{\text{利益}\times\text{増資直後の株価}}{\text{旧株主の持分総額}+\text{新規株主からの供与額}}$$

発行価額との積であるから，新規株主による払込額の総額である。したがって，(1)式は，本頁上部の算式のような意味を持っていると考えられる。

株式数に変化が生じた場合のEPSの修正方法を確認できた。この修正は，利益と利益の稼得に貢献した株式数とを対応させるためのものである。

しかし，重要なことは，この修正が株式分割等のあった会計期間にとどまらず，過年度や将来の会計期間にまで影響を及ぼすことによって期間比較可能性の確保のために機能していることである。たとえば，比較形式によって過去のEPSを報告する場合には，比較財務諸表の最初の期の期首に遡ってEPSを修正しなければならないとされている。このことについて，IASB 33では「資本組入や割安発行，株式分割によって普通株式数が増加した場合や株式併合によって普通株式数が減少した場合には，基本EPSの計算においては表示期間のすべてについて遡及修正再表示しなければならない」(*IASB 33*, para. 64) と規定しており，SFAS 128でも「株式配当や株式分割によって普通株式数が増加した場合や，株式併合によって普通株式数が減少した場合には，基本EPSの計算においては，その資本構成の変化を反映させてすべての報告期間について遡及修正しなければならない」(*SFAS 128*, para. 54) と規定している。つまり，比較財務諸表においても株式分割等に関する修正を行うことによって，EPSの期間比較可能性を確保しているのである。

「基準」においても，「株式併合又は株式分割が当期に行われた場合，これは既存の普通株主に一律に影響するものであり，また，時系列比較を確保するため，前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示することが適当である」(「基準」，第65項) というように，期間比較可能性の確保の重要性が認識されている[34]。しかしながら，「当期において株式併合又は株式分割が行われた場合には，その旨及び前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を注記する」(「基準」，第32項) として，過年度のEPSを遡及修正再表示するには至っていない。これは，「前期の数値をその上から上書きするということは，現在の会計制度上は難しい」(秋葉他[2003]，44頁) からである。

また，株式分割等が後発事象に該当する場合，「1株当り情報は，後の期において遡及修正再表示を行うことになる」(*SFAS 128*, para. 133) ので，次期の事象ではあるが後発事象である株式分割等も織り込んでEPS計算を行うべきとされている[35]。

---

34) 「本会計基準は，現行の制度において2期の財務諸表を比較形式で開示している場合が多いことを踏まえて，当期に行われた株式併合又は株式分割が，前期首に行われたと仮定した場合における前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を注記するとしている。当期に行われた株式併合又は株式分割の影響を反映するように前々期以前の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定する場合には，対象となる期の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することになると考えられる。」(「基準」，第66項) とも述べており，期間比較可能性の確保の重要性を認識していることは明らかである。

35) 後発事象の取り扱いは，IASCとFASBにおいて議

一方，「基準」では，後発事象に関しては，以下のものを株式分割等が行われた旨とともに注記するにとどめている（「基準」，第33項）。

①期中に株式分割等があった場合に準じて算定した，前期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益
②期中に株式分割等があった場合に準じて算定した，当期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

これは，「株式併合又は株式分割が当期の貸借対照表日後に行われた場合も，前期及び当期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は，当該株式併合又は株式分割を反映して開示することが適当である」（基準，第65項）からである。

この規定について，「日本の開示制度上の制約はありますが，その制約の中で，国際的基準とも遜色のないような形で開示の充実が図られたということが言えるのではないかと考えられます」（秋葉他[2003]，44頁）という評価もある。

しかし，比較財務諸表や後発事象に関する相違は，些細に見えながら，重要な相違なのである。すでに確認したように，IASB や FASB の損益計算書は EPS を中心にした体系になっている。また，本項における検討によって，EPS に関しては期間比較可能性が重要な属性とされていることが明らかになった。これらを併せて考えると，EPS をボトムラインとする損益計算書においては，期間比較可能性が重要な属性となっていると考えるべきである。過年度の EPS の遡及修正再表示や後発事象の織り込みも，EPS の期間比較可能性を重視している結果として規定されているのである。遡及修正再表示を行わないことや，後発事象を織り込まないことは，同様の情報を別の場所ででも開示さえしていれば事足りるという問題ではなく，損益計算書全体の意味に関係する重要な相違ととらえるべき問題なのである[36]。

2．2　潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益と稀薄化 EPS

2．2．1　潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益と稀薄化 EPS について

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は，1 株当たり当期純利益と同様に，「普通株主に関する一会計期間における企業の成果を示すこと」（「基準」，第40項）を目的とするものである。具体的には，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は，潜在株式が稀薄化効果を有する場合に（「基準」，第21項），次頁上部の算式によって

論になった部分である。公開草案において，後発事象の織り込みを主張していた FASB と後発事象を織り込むべきではないと主張していた IASC の間の調整の結果，FASB の主張が採用されたのである。これは，双方の公開草案に対して，後発事象の織り込みによって有用性，目的適合性を高め，意味ある情報にすることができる上に，後の期における遡及修正を省くことができるという回答があったからである（*SFAS 128*，para. 134）。

36）期間比較可能性を重視しているか否かの違いは，稀薄化効果の判定にも表れている。稀薄化効果の有無の判定を行う EPS として，「基準」では当期純利益を分子とする EPS としているのに対して（「基準」，第21項），IASB 33 と SFAS 128 では経常利益によることにしている（*IASB 33*，para. 42 and *SFAS 128*，para. 15）。
経常利益を判断対象（コントロールナンバー）にすることについて SFAS 128 では 2 つの理由を示している。1 つはアメリカにおける実務上の問題である。アメリカ企業が当期純損失になる場合，多くは特別損失に原因があるため，経常利益でありながら当期純損失になる場合が多い。この場合には，基本 EPS と稀薄化 EPS が同じになるため，稀薄化 EPS の報告を行わせるための処置として経常利益をコントロールナンバーにしているのである（*SFAS 128*，para. 97）。もう 1 つの理由は EPS の期間比較可能性を高めるためである。アメリカでは，会計方針の変更に係る累積的影響額を損益計算に含めるため，期間外損益の影響によって当期純損失になる場合がある。この影響を除去するために，会計方針の変更に係る累積的影響額の影響がない経常利益をコントロールナンバーにしているのである（*SFAS 128*，para. 98）。

$$潜在株式調整後\ 1\ 株当たり当期純利益 = \frac{普通株式に係る当期純利益 + 当期純利益調整額}{普通株式の期中平均株式数 + 普通株式増加数}$$

計算する（「基準」，第22項）。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益は，IASB 33における稀薄化EPSに対応している。IASB 33では「親会社の普通株主に帰属する当該期間の経常利益及び当期利益のそれぞれ，及び，社外流通普通株式の期中加重平均値についてすべての稀薄化普通株式の影響を修正しなければならない」（*IASB 33*, para. 31）としており，具体的には，以下の調整を行うことにしている（*IASB 33*, para. 32）。

①親会社の普通株主に帰属する利益は，稀薄化潜在普通株式に係る当該期間における税引後の配当や利息，及び，稀薄化潜在普通株式の転換に係る収益や費用の修正額の調整によって増加する。

②社外流通普通株式の期中平均値は，稀薄化潜在普通株式の転換を仮定した場合に社外流通することになる追加的な普通株式の加重平均値によって増加する。

また，潜在株式調整後1株当たり当期純利益は，「潜在株式が発行された場合に流通することになる追加的株式数を分母に加えることを除いては，基本EPSと類似したものであり，転換証券に係る稀薄化に係る計算においては，(a)すべての転換優先株式に係る配当額，(b)すべての転換負債に係る税引後の支払利子額を分子に足し戻すこと」（*SFAS 128*, para. 11）としている，SFAS 128の稀薄化EPSとも対応したものになっている。

「普通株式」と「普通株主に係る当期純利益」を基礎にして計算する1株当たり当期純利益や基本EPSに対して，潜在株式に関する修正を行ったものが，潜在株式調整後1株当たり当期純利益や稀薄化EPSとして定義されているのである。

EPSの計算において潜在株式に関する影響を考慮することについては，一般に2つの異なる目的が示される（桜井[2002]，p. 22）。1つは「希薄化後情報も基本的情報と同様に，あくまで，すでに経過した過去の期間の実績情報として位置づけるべきであり，希薄化効果に関連した予測的要素はできるだけ排除するのが望ましいとする考え方」に基づく実質指標説であり，もう1つは「潜在株式の希薄化効果が顕在化した場合に，1株当たり当期純利益がどの程度まで小さくなってしまうかを警告するための指標として解釈する」警告指標説である[37]。

IASB 33では，稀薄化EPSの目的を「当該会計期間において流通している稀薄化潜在株式の影響を反映させる点では異なるが，報告期間における親会社の各普通株式に係る経営成績の測定値を提供することということで，基本EPSの目的と一致し」（*IASB 33*, para. 32）たものとしている。このような目的は，SFAS 128でも同様に示されている（*SFAS 128*, para. 11）。また，「基準」においても，「本会計基準において潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定の目的は，必ずしも1株当たり当期純利益に対する将来の潜在的な変動性を示す警告指標とすることではなく，1株当たり当期純利益と同様に，原則として，過去の情報として開示することであり，これにより時系列比較等を通じ将

37) EPSを会計数値としてとらえる本稿の立場においては，「指標」という語を用いることにやや抵抗がある。SFAS 128における説明は，「実績数値」と「警告信号」というような語感と考えられる（cf. *SFAS 128*, paras. 79–82）。

来の普通株式の価値の算定に役立つものと位置づけている」(「基準」, 第41項) と述べて, 実質指標説を採っていることを明らかにしている。つまり, 稀薄化EPSや潜在株式調整後1株当たり当期純利益は, 過去の実績としての経営成績を測定するものとされているのである[38]。しかも, これらの目的は, 1株当たり当期純利益や基本EPSと一致しているとされているので, 前項までに確認できた点とも一貫していることになる。

以下, これらのことを念頭に置いて, 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算方法を検討していくことにする。

2.2.2　潜在株式調整後1株当たり当期純利益

潜在株式調整後1株当たり当期純利益や稀薄化EPSの計算に関して, 「基準」とIASB 33, SFAS 128で共通しているのは, 1株当たり当期純利益や基本EPSを調整することによって算定するという形式を採っていることである。分子への調整である「当期純利益調整額」や分母への調整である「普通株式増加数」は, 潜在株式の性質によって異なる方法が採用されているので, 別に検討していくことにする。

2.2.2.1　ワラントに関する修正

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算を行うのは, ワラントに稀薄化効果がある場合に限られる。ワラントの稀薄化効果は, 「普通株式の期中平均株価がワラントの行使価格を上回る場合, 当該ワラントがすべて行使されたと仮定することにより算定した潜在株式調整後1株当たり当期純利益は1株当たり当期純利益を下回るため, 当該ワラントは希薄化効果を有することとなる」(「基準」, 第25項) とされる。そして, 稀薄化効果があるときには「潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたっては, 普通株式の期中平均株式数に普通株式増加数を加える」(「基準」, 第26項) ことになる。

普通株式増加数の具体的な計算方法としては, 自己株式方式が採用されている (「基準」, 第27項, *IASB 33*, para. 45 and *SFAS 128*, para. 17)。自己株式方式とは, 次の①の値から②の値を控除した値を普通株式増加数として, EPSの分母を調整する方法である。

①稀薄化効果を有するワラントが期首又は発行時においてすべて行使されたと仮定した場合に発行される普通株式数
②期中平均株価にて普通株式を買い受けたと仮定した普通株式数 (ワラントの行使により払い込まれると仮定された場合の入金額を用いて, 当期にワラントが存在する期間の平均株価にて普通株式を買い受けたと仮定した普通株式数)

つまり自己株式方式は, 2つの「仮定」を用いて説明されるのである。1つは期首にワラントが行使されて普通株式が発行されること, もう1つはワラントの行使収入を利用して自己株式を買い戻すことである。これらの「仮定」の妥当性や計算されるEPSの有用性に関して, アメリカでは古くから議論されており, いくつかの代替的方法も示されてきた。いくつかの代替的な方法のうち, 「基準」では, 「無調整方式」, 「自己株式方式」, 「利益調整方式」という3つの方法を検討したことが示されている (「基準」, 第61項)。

無調整方式は, 「期末の株価が行使価格を上回る場合, ワラントが行使されたと仮定するが, 行使による入金額の使途は考慮しない」(「基準」, 第61項) 方法である。SFAS 128において類似した方法が「稀薄化最下限法 (maximum dilution method)」として紹介されてい

38) この考え方の前提は, SFAC 2で以下のように述べられている。「情報利用者は, 各々の目的を達成するために最大の予測価値を持つ情報源と分析方法を選好するものと考えられる。ここでの予測価値とは, 予測の過程に入力するものとしての価値を意味するのであって, 予測としての直接的な価値を意味するのではない。」(*SFAC 2*, para. 53)

る[39]。この方法は「すべてのオプションやワラントが行使されたものと仮定した場合に，行使により発行されることになる普通株式数を分母には加算するが，分子には調整をしない方法」(*SFAS 128*, para. 103) である。SFAS 128 では，この方法の欠点を以下のように述べている。「すべての潜在普通株式が利益に対して影響することなく転換されるという前提は直感に反するし，非現実的であるというのが，この方法の第一の欠点である。また，現在の市場株価に関わりなくすべてのオプションやワラントが同じ影響として計算されるという欠点もある。」

利益調整方式は，「期中平均株価が行使価格を上回る場合，ワラントが行使されたと仮定し，また，行使による入金額は，例えば，国債への投資又は負債の返済に用いたと仮定する」(「基準」，第61項) 方法である。SFAS 128 では「利益算入法 (imputed earnings method)」として紹介されている (*SFAS 128*, para. 101)。この方法を適用すると，「節約が仮定される支払利息額（負債の返済を仮定した場合）や稼得が仮定される収益額（投資の場合）を分子の計算に算入し，分母にはワラントやオプションの行使によって発行が仮定される普通株式数を算入することになる」という[40]。この方法の欠点として，SFAS 128 は「適用利率の選定において恣意的な仮定を必要とする，反稀薄化効果の潜在普通株式を稀薄効果を持つかのように扱うために過度の稀薄化をもたらす，現在の市場株価に関わりなくすべてのオプションやワラントが同じ影響として計算される」という 3 つを指摘している。

「基準」で紹介されている 3 つの方法に加えて，SFAS 128 では，さらに，「割引自己株法 (treasury stock method with a discounted exercise price)」と「みなし株式法 (Graham–Dodd method)」の 2 つの方法を紹介している。

割引自己株法とは「自己株法の適用にあたって，行使期間が長期間であるオプションやワラントの行使による入金額について時間価値を反映するために割引計算を行う」方法である[41]。この方法について，SFAS 128 は「(a)オプションやワラントの割引期間，(b)適用する割引率の決定が主観的になることが主要な欠点である」(*SFAS 128*, para. 102) と指摘している。

みなし株式法では，「稀薄化 EPS の計算において，行使価格を普通株式の市場価格が上回っているすべてのオプションやワラントを考慮する」(*SFAS 128*, para. 104) ことになる[42]。具体的には，以下のように計算することになる。「オプションやワラントは，発行されたオプションやワラントの市場価格の総額が，追加的な普通株式数と等しいものとみなす。すべてのオプションやワラントの市場価格の総額を，当期の普通株式の市場価格で除すことによって，流通しているオプションやワラントの価値に対して等しい追加的普通株式数の算定を行うのである。この追加的普通株式数が，稀薄化 EPS 計算の分母に算入されるのである。『アウト・オブ・マネー』の状態にあるオプションやワラントの稀薄効果の影響を示すことで，みなし株式法では普通株式の価値に関連したオプションやワラントの価値の増加を反映して，稀薄効果を増加させるのである。」この方法に関して，SFAS 128 は，「上場されていないオプションやワラント

39) *SFAS 128*, para. 103. 詳細は，Mautz & Hogan [1989] 及び Saubert, *et al*. [1996] を参照されたい。

40) イギリスにおいては，「当期の利益は，引き受けによる収入が当期の第 1 日目から 2.5 パーセント利付コンソル公債に前日の終値で投資されているものとして調整しなければならない」(*SSAP 3*, para. 31)，カナダでは「算入利益は，オプションやワラント，権利の行使されたものと仮定した場合に受け取った現金額に適切な利益率を乗じた税引き後の額である」(*section 3500* (1970), para. 37) として，それぞれ改定前の会計基準では利益算入法が採用されていた。

41) *SFAS 128*, para. 102. 詳細は，Barlev [1984]，とくに pp. 9–10 を参照されたい。

42) 詳細は，Graham, *et al*. [1962]，p. 227 を参照されたい。

の測定のために毎期のオプション・プライシング・モデルの使用が必要である」ことを欠点としている。

いくつかの代替案から実際に選ばれているのは自己株式方式である。この方法が採用された理由は，それぞれ以下のように説明されている。「基準」では，「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の目的が，1 株当たり当期純利益と同様に，企業の成果を示すことであり，それは過去の情報として算定することであるため期末の時点のみの株式数及び時価を考慮することは適当ではないこと，行使による入金額の使途は一概には決められないため自己株式の買受に用いたと仮定することにも一定の合理性があること，また，自己株式方式は従来の方法に類似し比較的簡便で客観的であることから，国際的な会計基準と同様に」（「基準」，第 61 項）自己株式方式を採用することにしている。SFAS 128 では，自己株法の長所として以下の 4 つを示している（*SFAS 128*, para. 105）。「相対的に簡便であり，恣意性が排除されているし，IASC によって採用されている。」「自己株法は，普通株式価格との関連によるオプションやワラントの価格の増加が，より稀薄効果を反映することもできる。すなわち，平均株価の上昇が，仮定行使収入による自己株式の買戻数を減少させるので，EPS の分母が大きくなるのである。」

「基準」と SFAS 128 で述べられていることから，自己株式方式の長所は以下の 5 つにまとめられる。

①計算に関して，簡便であり，恣意性を排除することや客観性を確保することができること
②国際会計基準に採用されていること
③従前の実務と連続すること[43]
④自己株式の買い受けに用いるという「仮定」に妥当性があること
⑤普通株式価格と関連性が高いこと

先に述べた 4 つの代替的方法の欠点として挙げられていることと自己株式方式の長所を比較しても，自己株式方式は従前から使われており，国際的にもこの方法が用いられる方向性にあるということ以上の説得力ある説明はなされていないように思われる。つまり，国際的に一斉に改訂が行われるのであれば，他の方法に変化する可能性もあることを示しているかのようなのである。

自己株式方式の真の長所は，1 株当たり当期純利益や基本 EPS の計算との首尾一貫性にある。つまり，さきに示した株式分割等に関する EPS の修正方法と，自己株式方式は一貫しているのである。

ワラントが流通しているときに，(1)式と同様の考え方をすれば，以下の式によって EPS の修正を行うべきであることになる（添字 e：行使，添字 v：平均）。

$$EPS = \frac{\text{利益}\times\text{株価}}{\text{株主の持分総額}+\text{ワラント保有者からの供与額}}$$

$$= \frac{I_c\ P_v}{S_c\ P_v + S_a\left(P_v^* - P_e\right)}$$

$*P_v < P_e$ のときは P_e

この式における分母の第 2 項は，以下のような考え方に基づいている。株価が行使価格を上回っている場合には，通常であれば，権利行使が実行されて，旧株主からワラント保有者への富の移転が生じる。しかし，株価が行使価格を上回っている場合にも，時間の制約や保有者の意思決定の結果として権利行使が実行されないことがある。これを，単に権利行使の実行が先送りされていると考えれば，移転されているべき富が移転していないという意味で当期株主にとっての便益になる[44]。そして，この便益は，

43) 注 40 で示したように，利益算入法が利用されていたイギリスやカナダでは，この項目は当てはまらない。

44) このことに関する，久保[2000，126 頁]の記述は曖昧である。ここで訂正させていただく。

期首や期末といった一時点のみに係るものではなく，会計期間の全体にわたるものであるから，平均株価と行使価格との差額を計算するのである。したがって，「ワラント保有者からの供与額」が，平均株価と行使価格との差額と株式数の積になるのである[45]。

この式を変形すると次の(2)式を得られる。

$$
\begin{aligned}
EPS &= \frac{I_c P_v}{S_c P_v + S_a (P_v - P_e)} \\
&= \frac{I_c P_v}{S_c P_v + S_a \left(\frac{P_v - P_e}{P_v} P_v\right)} \\
&= \frac{I_c P_v}{S_c P_v + S_a \left(\frac{P_v}{P_v} - \frac{P_e}{P_v}\right) P_v} \\
&= \frac{I_c P_v}{S_c P_v + S_a P_v - S_a \frac{P_e}{P_v} P_v} \\
&= \frac{I_c P_v}{\left(S_c + S_a - S_a \frac{P_e}{P_v}\right) P_v} \\
&= \frac{I_c}{S_c + S_a - S_a \frac{P_e}{P_v}} \qquad \cdots(2)\text{式}
\end{aligned}
$$

(2)式における分母の第 3 項を解釈してみよう。分母の第 3 項は，追加株式数と行使価格との積を平均株価で除したものであり，行使収入を平均株価で割った値になる。この項に「物語」をつければ，「行使収入によって自己株式を平均株価で買い戻した」ということになり，自己株式方式においてなされる説明と同じになる。そして，分母全体に，「当期の株式数に，行使を仮定した場合に発行される株式数を加えて，そこから，行使収入によって平均株価で買い戻した自己株式数を控除したもの」という「物語」をつけることができるのである。

しかし，重要な点は，「物語」が先にあるのではなく，株式分割等に関する修正方法と一貫した方法から(2)式が導かれたということである。つまり，自己株式方式の本質は，株式分割等との一貫する EPS の期間比較可能性を保持することにある。実質指標説を採用するならば，「物語」の妥当性の高さに振り回されることなく，期間比較可能性を高める自己株式方式を採用することが必然なのである[46]。

2．2．2．2　転換証券に関する修正

転換証券に関する調整計算は，「普通株式に係る当期純利益に当期純利益調整額を加え，普通株式の期中平均株式数に普通株式増加数を加える」(「基準」，第 29 項) という，転換仮定方式が採用されている。

当期純利益調整額とは，以下の金額のことをいう (「基準」，第 30 項)。

①転換負債に係る当期の支払利息の金額，社債発行差金の償却額及び利払いに係る事務手数料等の費用の合計額から，当該金額に課税されたと仮定した場合の税額相当額を控除した金額

②転換株式について，1 株当たり当期純利益を算定する際に当期純利益から控除された当該株式に関連する普通株主に帰属しない金額

また，普通株式増加数は，以下の①と②によって算定される普通株式数の合計である (「基準」，第 31 項)。

45) ワラントは，株価が行使価格以下の状況で権利行使されることはない。そのため，P_v が P_e よりも低いときにも，分母第 2 項が負数になることはない。つまり，逆稀薄化計算が行われることはないのである。
なお，平均株価についての IASB 33 や SFAS 128 の規定も行使価格との比較には触れていない点で不十分である (cf. *IASB 33*, paras. A 4−A 5 and *SFAS 128*, paras. 47−48)。

46) 警告指標説に立つ場合，自己採点方式の妥当性がまったくないことも明らかである。

①稀薄化効果を有する転換証券が期首に存在する場合，期首においてすべて転換されたと仮定した場合に発行される普通株式数（なお，転換証券のうち転換請求期間が期中に満了した部分又は期中に償還した部分については，期首から当該満了時又は償還時までの期間に応じた普通株式数を算定する。また，期中に転換された部分については，期首から当該転換時までの期間に応じた普通株式数とする。）

②稀薄化効果を有する転換証券が期中に発行された場合は，発行時においてすべて転換されたと仮定し算定した当該発行時から期末までの期間に応じた普通株式数（なお，上記の括弧書きは，転換証券が期中に発行された場合にも準用する。）

IASB 33 や SFAS 128 においても，転換仮定方式が採用されている（*IASB 33*, paras. 33–35 and *SFAS 128*, paras. 26–27）。細かな違いはあるものの[47]，IASB 33 や SFAS 128 における規定は，「基準」の規定とほぼ同じになっている。「この方法に対する批判はほとんどない」（*SFAS 128*, para. 114）と言われるように，実際に転換されるか否かと関わりなく計算が行われるという批判を除いて[48]，転換仮定方式に関する批判はほとんどないことを反映している。ワラントに関しては行使価格と株価の関係が強く影響するのに対して，転換証券に関しては転換価格が計算に反映されないということであり，とくに稀薄化効果の判定に顕著である。

ワラントにおける稀薄化効果が行使価格と株価との関係によって判定するのに対して，転換証券における稀薄化効果は 1 株当たり当期純利益と支払利息との関係から判定する[49]。転換証券に関する EPS の調整では，分子と分母の両方に調整を行うため，両方の影響を考慮したうえで，EPS が小さくなる場合にのみ計算を行うからである。したがって，転換価格は稀薄化効果の判定にまったく影響しないのである。この結果，まったく転換されそうにない転換証券が潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に含められたり，転換が行われようとしている転換証券が潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に含められないということが起きるのである。

この問題に関連して，「基準」では，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算における転換証券の取り扱い方法として，以下の 3 つの方法を検討したという（「基準」，第 63 項）。

①期末転換仮定方式：期末の株価が行使価格を上回る場合，転換証券が普通株式に転換されたと仮定する。

②転換仮定方式：1 株当たり当期純利益が転換証券に関する増加株式 1 株当たり当期純利益調整額を上回る場合，転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する。この結果，転換証券は当期には存在しなかったものとみなす。

③修正転換仮定方式：1 株当たり当期純利益が転換証券に関する増加普通株式 1 株当た

47) たとえば，IASB 33 では，当期純利益調整額に，強制的従業員厚生制度などへの間接的な影響額も含めることになっている（*IASB 33*, para. 35）。

48) 転換仮定方式に関する批判として，支払利息の足し戻しによって四半期報告書と年次報告書との整合性が失われるというものもある（Coughlan [1991]）。

49) 転換証券に関する稀薄化効果の判定は，「1 株当たり当期純利益が，転換証券に関する当期純利益調整額を普通株式増加数で除して算定した増加普通株式 1 株当たり当期純利益調整額を上回る場合に，当該転換証券がすべて転換されたと仮定することにより算定した潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は 1 株当たり当期純利益を下回るため，当該転換証券は希薄化効果を有することとなる」（「基準」，第 28 項）とされ，さらに，「潜在株式が複数存在する場合は，最大希薄化効果を反映した潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定する」（「基準」，第 23 項）ことになる。

り当期純利益を上回り，かつ，期末の株価が行使価格を上回る場合，転換証券が期首に普通株式に転換されたと仮定する。この結果，転換証券は当期には存在しなかったものとみなす。

期末転換仮定方式や修正転換仮定方式では，転換価格が稀薄化効果の判定や計算に影響するように工夫されている。これらの検討にもかかわらず，「基準」が転換仮定方式を採用したのは，「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の目的は，1 株当たり当期純利益と同様に，企業の成果を示すことであり，それは過去の情報として算定し開示することであるため…，期末の時点のみの時価を考慮することは適切ではないと考えられる」(「基準」，第63項) からであると説明されている。つまり，実質指標説を採用していることを理由として，転換仮定方式を採用したというのである。

実質指標説を理由にして転換仮定方式を採用したのであれば，転換仮定方式の計算も株式分割等に関する修正計算と一貫したものとして表すことができるであろう。

(1)式を敷衍すれば，転換証券に関する EPS の修正計算は以下の(3)式で行うことになる (i：利率)。

$$EPS = \frac{\text{利益}\times\text{株価}}{\text{株主の持分総額}+\text{転換証券保有者からの供与額}}$$

$$= \frac{I_c P_v}{S_c P_v + S_a P_e - S_a P_e i}$$

$$= \frac{I_c P_v}{S_c P_v + S_a P_e (1-i)} \qquad \cdots(3)\text{式}$$

分母第 2 項の当期株主への便益供与額は，転換証券の総額と考えられる。転換証券の総額を企業に資源として提供しているからである。ただし，利用の対価としての利息に関しては転換証券保有者からの供与額から控除する。

(3)式によって示されるのは，転換証券は利率が 1 (100 パーセント) よりも小さければ稀薄化効果を有することになるということである。実質的には，すべての転換証券は稀薄化効果を有しており，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に含めるべきであるということである。

ワラントと転換証券に関する EPS の調整計算における相違は，ワラントと転換証券の資金の払い込みの形態の違いに由来している。ワラントでは権利行使の際に普通株式に係る払い込みが行われるのに対して，転換証券では転換証券の発行時に払い込みが行われる。この資金払い込みの時点の違いが，EPS への調整計算への相違になっているのである[50]。

転換価格が潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に反映されないのは，転換証券を実質的に資本と同等にとらえているからであり，そして，このことは，EPS の期間比較可能性を維持するために行われていることなのである。

ただし，「基準」や IASB 33, SFAS 128 で規定されている転換仮定方式は，以下の式を用いる。

$$EPS = \frac{I_c + S_a P_e i}{S_c + S_a}$$

転換証券に係る利息や配当を分母から控除せずに，分子に加えることにしているのである。これは，「当期に支払利息が P/L に入っていますので，期首に転換されたという仮定により，この支払利息は潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上なかったものとみなす必要が」(秋葉他[2003]，29 頁) あるというように，「物語」としての妥当性を高めることに影響されてしまっている。「物語」としての妥当性ではな

50) 強制転換権のついた転換証券に関して，強制転換日以降における転換証券に関しては，基本 EPS の計算に含めるようになっていることは，転換証券が EPS の計算において前払いされた資本であることの現われである(*IASB 33*, para. 23 and FASB[2003], para. 2)。

く，実質指標説としての一貫性を保持するための方法を採用すべきである。

2．2．2．3　条件付発行可能普通株式と条件付発行可能潜在株式

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算に関して，ワラントと転換証券の他に，「基準」等では，条件付発行可能普通株式と条件付発行可能潜在株式を規定している。

わが国では一般的な慣行になっていないが，条件付の証券発行が行われることがあり，会計制度にも取り入れられはじめている。たとえば，「企業結合会計に係る会計基準の設定に係る意見書」で「条件付取得対価」として紹介されている[51]。「条件付取得対価」とは，「企業結合契約において定められる，企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付又は引渡される取得対価」をいい，以下のような例が掲げられている。

・合併契約締結後の特定年度において，特定の利益水準を維持したときや特定の利益水準を達成したときに，株式を追加で交付する。
・特定の株式や社債の市場価格が，特定の日や特定の期間において特定の価格を下回っているときに，株式や社債を追加で交付する。

このような将来の業績や環境に応じて，普通株式や潜在株式が発行されることが想定されている。

「指針」では，これらのような将来に発行される可能性のある普通株式を，「条件付発行可能普通株式」，潜在株式を「条件付発行可能潜在株式」と呼んでいる。

条件付発行可能普通株式は，期末までに条件を満たした場合には，1 株当たり当期純利益や基本 EPS の計算に含めることになる（*IASB 33*, para. 52 and *SFAS 128*, para. 30）。また，「希薄化効果を有する条件付発行可能普通株式が期末までにはその条件を満たさないが，期末を条件期間末としたときには当該条件を満たす場合には」（「指針」，第 29 項），自己株式方式や転換仮定方式を準用することによって「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては，普通株式増加数を普通株式の期中平均株式数に加える」（「指針」，第 28 項）ことにしている。この規定は，IASB 33 や SFAS 128 の規定と同じ内容になっている（*IASB 33*, paras. 52-56 and *SFAS 128*, paras. 30-34）。

条件付発行可能潜在株式の取り扱いも，IASB 33 や SFAS 128 の規定と同じになっており（*IASB 33*, para. 57 and *SFAS 128*, para. 35），「各々の条件付発行潜在株式が希薄化効果を有する場合，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては，当期純利益調整額を普通株式に係る当期純利益に加え，普通株式増加数を普通株式の期中平均株式数に加える」（「指針」，第 30 項）ことにしている。この場合の当期純利益調整額は「希薄化効果を有する条件付発行潜在株式が，期末までに条件を満たさないが，期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合に発行されると仮定した転換証券について」（「指針」，第 31 項）転換仮定方式に準じて算定するものである。また，普通株式増加数は，次の①と②で算定される普通株式数の合計とされている（「指針」，第 32 項）。

①稀薄化効果を有する条件付発行潜在株式が期末までに条件を満たした場合であっても，当該潜在株式に係る権利が未だ行使されていない場合には，潜在株式に含め，自己株式方式や転換仮定方式に準じて算定した普通株式数
②稀薄化効果を有する条件付発行潜在株式が期末までにはその条件を満たさないが，期末を条件期間末としたときに当該条件を満たす場合には，潜在株式に含め，自己株式方式や転換仮定方式に準じて算定した普通株式数

51）「企業結合会計に係る会計基準の設定に係る意見書」，11－12 頁。

条件付発行可能普通株式や条件付発行可能潜在株式に関しては，条件の成就や証券の発行は将来の状況に依拠している。しかし，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の計算においては，将来において条件が成就されることや証券が発行されることを予測するのではなく，期末時点で（時間に関する条件を除いた）条件を満たしているか否かが重要になっている。ここでも，実質指標説の考え方が採用されているのである。

Ⅳ　結び

「基準」等と，IASB 33 や SFAS 128 との比較検討を行ってきた。この検討を通じて，個々の規定に関しては，「基準」等の規定は，IASB 33 や SFAS 128 の規定と形式的には類似しているが，わが国における会計制度上の制約や経営実務の関係で，いくつかの相違点のあることが確認できた。

いくつかの相違のうち本稿で重要と考えるものを再掲すると以下のようなものがある。

・EPS の表示場所

IASB 33 や SFAS 128 では損益計算書本体に EPS を表示すべきことにしているのに対し，「基準」等では注記事項にしている。

・複数の 1 株当りの金額を表示するか否か

IASB 33 や SFAS 128 では当期純利益だけでなく，経常利益にも 1 株当りの金額の表示を義務づけているのに対し，「基準」等では 1 株当りの金額として，当期純利益のみを前提にしている。

・コントロールナンバー概念の有無

IASB 33 や SFAS 128 では稀薄化効果の判定を 1 株当り経常利益で判定するのに対し，「基準」等では稀薄化効果の判定を当期純利益で行う。

・株式分割等の遡及修正再表示規定の有無

IASB 33 や SFAS 128 では株式分割等のあった場合に過年度財務諸表の遡及修正再表示を行うのに対し，「基準」等では株式分割等のあった場合について注記開示することにしている。

・後発事象を織り込むか否か

IASB 33 や SFAS 128 では後発事象であっても当期の EPS 計算に反映させるのに対し，「基準」等では注記開示することにしている。

ここに掲げた相違の原因は，1 つに帰すことができる。それは，財務報告全体における EPS の位置づけの相違である。

IASB 33 や SFAS 128 では，EPS を損益計算書本体で表示すべき会計数値としている。しかも，EPS がボトムラインになっていることから明らかなように，EPS が損益計算書の内容を決定しているのである。EPS を期間比較可能なものにするために，株式分割等があった場合には遡及修正再表示を行うことにしている。また，遡及修正再表示を行うことにすると，将来における遡及修正再表示を織り込むために，次期の事象である後発事象も計算に含めることになる。さらに，EPS の稀薄化も，EPS の期間比較可能性を保持するために行われている。このように，IASB 33 や SFAS 128 が前提にしている EPS とは期間比較が可能な経営成績の測定を行えるものである。

このような期間比較可能な経営成績の測定に主眼をおかれた EPS をボトムラインにしていることから，期間比較可能な経営成績の測定を中心にして損益計算書は構築されていることになる。

一方，「基準」等では EPS は開示事項であり，「指標」の 1 つとして，損益計算書からは切り離されたものになっている。EPS の算定を切り離している損益計算書の本体は，処分可能利益の算定や課税所得計算など多様な「利害を調整する」場を担っている。わが国の損益計算書

の内容が，IASB 33 や SFAS 128 で前提にされている損益計算書とはまったく違ったものということである。

EPS 会計基準における些細な相違点から，財務諸表全般に関する IASB や SFAS とわが国との大きな違いが明らかになった。すなわち，財務諸表の目的，損益計算書に表示すべき内容，財務諸表の中心という問題に関する相違である。

本稿の第Ⅱ節で確認したように，EPS 会計基準における国際的な動向は，調和化から収斂化の段階に進んでいる。「基準」等に残されている差異でさえも，「国際的な水準には達していない」という否定的な評価につながる可能性も十分にある状況なのである。残る「小さな」差異をなくすには，EPS を会計数値ととらえることが第一歩になる。しかし，この一歩は，わが国の会計制度の全体を根底から見直すことにつながる重大な一歩である。今後，EPS 会計基準を改定する場合には，形式的な改定ではなく，会計制度全般に関する十分な検討を前提にして行うことが必要になるのである。

参考文献

・秋葉賢一・板橋淳志・今給黎真一『1 株当たり当期純利益に関する会計基準等について』企業会計基準委員会・財務会計基準機構，2002 年。

・Accounting Standards Board (ASB), *Financial Reporting Exposure Draft 16 (FRED 16)*, "Earnings per Share," ASB, 1997.

・——, *Financial Reporting Standards 14 (FRS 14)*, "Earnings per Share," ASB, 1998.

・American Institute of Certified Public Accountant (AICPA), *Accounting Research Bulletin No. 49 (ARB 49)*, "Earnings per Share," AICPA, 1958.

・———, Accounting Principles Board (APB), *Accounting Principles Board Opinion No. 9 (APBO 9)*, "Reporting the result of Operations," AICPA, 1966.

・———, ———, *Accounting Principles Board Opinion No. 15 (APBO 15)* "Earnings per Share," AICPA, 1969.

・Australian Accounting Standards Board, *Accounting Standardd AASB 1027*, "Earnings per Share," AASB, 2001.

・Barlev, Benzion, "Theory, Pragmatism and Conservatism in Reflecting the Effects of Warrants on Diluted EPS," *Abacus*, June 1984, pp. 1–15.

・Blasch, Doris M., Jerome Kelliher & William J. Read, "The FASB and the IASC Redeliberate EPS," *Journal of Accountancy*, February 1996, pp. 43–47.

・Canadian Institute of Charterd Accountants (CICA), *CICA Handbook Accounting – Section 3500*, "Earnings per Share," CICA, 1970.

・——, *Proposed Accounting Recommendations*, "Earnings per Share," CICA, 2000.

・——, *CICA Handbook Accounting – Section 3500*, "Earnings per Share," CICA, 2000.

・中央監査法人『会計基準国際比較ハンドブック —国際会計基準と主要国の会計基準—』中央経済社，1995 年。

・Coughlan, John W., "Anomalies in Calculating Earnings per Share," *Accounting Horizons*, December 1988, pp. 80–88.

・————————, "Fully Diluted Arithmetic: Beware an Exaggerated Earnings per Share," *Management Accounting*, October 1991, pp. 45–49.

・Dudley, Lola Woodard, "A Critical Look at EPS," *Journal of Accountancy*, August 1985, pp. 102–111.

・Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No. 21 (SFAS 21)*, "Suspension of the Reporting of Earnings per Share and Segment Information by Nonpublic Enterprises," FASB, 1978.

・———, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 (SFAC 1)*, "Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises," FASB, 1978.

・FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2 (SFAC 2)*, "Qualitative Characteristics of Accounting Information", FASB, 1980.

・———, *Statement of Financial Accounting Standards No. 128 (SFAS 128)*, "Earnings per Share," FASB, 1997.

・———, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards*, "Earnings per Share : an Amendment of FASB Statement No. 128," FASB, 2003.

・Fox, Kenneth L. & Philip E. Fess, "Suggested Refinements of Procedures in Determining Earnings per Share," *The Journal of Accountancy*, January 1970, pp. 52–56.

・Graham, B., L. D. Dodd & S. Cottle, *Security Analysis ; Principles and Techinique, fourth edition*, McGraw-Hill, 1962.

・Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Statements of Standard Accounting Practice 3 (SSAP 3)*, "Earnings per Share," ICAEW, 1972.

・Institute of Chartered Accountants of New Zealand (ICANZ), Financial Reporting Standards Board, *Exposure Draft NZ IAS 33*, "Earnings per Share,", ICANZ, 2003.

・International Accounting Standards Board (IASB), *International Accounting Standards 33 (IASB 33)*, "Earnings per Share," IASB, 2003.

・International Accounting Standards Committee (IASC), *Proposed International Accounting Standard Exposure Draft E 52*, "Earnings per Share," IASC, 1996.

・———, *International Accounting Standards 33 (IASC 33)* "Earnings per Share," IASC, 1997.

・会計制度委員会「一株あたり利益 —企業の収益力を傾向的に把握するための指標として—」,『JICPA NEWS』第177号, 1972年, 13−16頁。

・加藤厚司会, 都正二・秋葉賢一・野村嘉浩・吉川潤一・加藤厚「座談会 1株当たり当期純利益に関する会計基準をめぐって」,『JICPAジャーナル』第570号, 2003年1月, 11−23頁。

・企業会計基準委員会, 企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」企業会計基準委員会, 2002年。

・————————, 企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」企業会計基準委員会, 2002年。

・————————, 実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」企業会計基準委員会, 2003年。

・河野一英『会計方法論の基礎構造』森山書店, 1984年。

・久保淳司「株主自己責任時代の財務報告 ——一株当り利益中心の会計—」,『經濟學研究』(北海道大学), 第47巻第3号, 1997年, 135−154頁。

・————「会計情報の有用性向上に向けて —1株当り利益会計基準の変遷からの考察—」『会計史学会年報』第17号, 1999年, 44−55頁。

・————「米国会計基準における会計情報の開示姿勢」,『經濟學研究』(北海道大学), 第50巻第2号, 120−131頁。

・Mautz, Jr., R. David & Thomas Jeffery Hogan, "Earnings per Share Reporting: Time for an Overhaul ?" *Accounting Horizons*, September 1989, pp. 21–27.

・日本公認会計士協会編『決算開示トレンド〈平成16年度版〉—有価証券報告書300社の実態分析—』中央経済社, 2004年。

・桜井久勝「1株当たり利益情報と財務分析」『企業会計』第54巻第12号, 2002年12月, 18−24頁。

・Saubert, Lynn K., R. Wayne Saubert & Philip L. Little, "Earnings per Share: Present and Proposed," *The CPA Journal*, January 1996, pp. 57–59.

・Staubus, Georg, *A Theory of Accounting to Investors*, University of California Press, 1961, 高尾裕二訳『ストーバス 投資家のための会計理論』白桃書房, 1986年。

・田中 弘「時価会計の光と影 —会計の「静態化」と「ギャンブラー化」—」,『税経通信』第56巻第1号, 2001年1月, 45−51頁。